

金沢湯涌江戸村活性化プラン

～ここから、あたらしい江戸村～



金沢市
令和7(2025)年3月

目 次

1. 策定の目的	1
2. 計画期間	1
3. 基本方針	2
4. 施策体系	4
5. 具体的な施策	6
6. 実施スケジュール	8

資料

- 金沢湯涌江戸村活性化検討委員会設置要綱
- 金沢湯涌江戸村条例
- 金沢湯涌江戸村条例施行規則
- 金沢湯涌江戸村活性化検討委員会 委員名簿

1. 策定の目的

金沢湯涌江戸村は、江戸期の町家や武家屋敷、農家住宅などの歴史的建造物を広く市民に公開し、歴史及び文化に対する理解を深めることを目的とした展示施設です。

施設の整備事業は、平成 13 年度策定の「金沢湯涌江戸村保存活用基本計画」に基づき農家 3 棟、武士住宅 1 棟、商家 2 棟、宿場問屋 1 棟、武家門 1 棟の総計 8 棟を移築し、平成 22 年に開園しました。その後、平成 25 年に農家 1 棟、令和元年に武士住宅 1 棟を移築し、現在、管理棟完成に向けて整備事業を進めています。

平成 27 年の北陸新幹線開業後、市内中心部の文化・芸術施設は、多くの人々の利用があります。他方、中心部から距離のある本施設にはその影響が小さく、施設の魅力向上及び入園者数の増加が課題となっています。

そこで、金沢湯涌江戸村の活性化を図るための事業及び実施手法等について計画を策定しました。

2. 計画期間

金沢市の最上位計画である未来共創計画の終期に合わせ、令和 7(2025) 年度から令和 15(2033) 年度の 9 年間とします。

前期（管理棟オープン前）	令和 7 年度から令和 8 年度頃
後期（管理棟オープン後）	令和 8 年頃から令和 15 年度

3. 基本方針

次に示す 5 つの基本方針に基づき、金沢湯涌江戸村の管理棟新築整備に併せ、施設全体の活性化や周辺施設との連携等につながる取り組みを展開していきます。

- 基本方針 1. 集客力の強化
- 基本方針 2. 周辺関連施設等との連携強化
- 基本方針 3. 効果的な PR 強化・情報発信
- 基本方針 4. 来園者サービスの充実
- 基本方針 5. 維持管理・運営体制の強化

基本方針	1 集客力の強化
	教育旅行の誘致や課外活動での有効活用、国内外旅行者向け高付加価値コンテンツの企画・実施により、多様な人々が集まる施設づくりに取り組みます。
施策の方向性	i 教育旅行の誘致強化
	ii 課外学習での有効活用の促進
	iii 国内外旅行者向け高付加価値コンテンツの造成

基本方針	2 周辺関連施設等との連携強化
	湯涌温泉宿泊者の来園誘導策の創出や周辺関連公共施設等との連携・協力により、地域の特性を生かした施設づくりに取り組みます。
施策の方向性	i 湯涌温泉宿泊者の来園誘導策の創出
	ii 周辺関連公共施設等との協働企画の実施

基本方針	3 効果的な PR 強化・情報発信
	外国人宿泊者を含めた観光客や市民へのPRを強化することにより、施設の魅力を伝えるための効果的な情報発信を図ります。
施策の方向性	i 観光客向け PR 強化
	ii 外国人宿泊者に向けた宣伝強化
	iii 市民向け PR 強化・イベント開催

基本方針	4 来園者サービスの充実
	園内での情報提供・情報発信の強化を進めるとともに、夜間開館・体験展示や展示物を有効に活用することにより、充実した体験を提供できる施設づくりに取り組みます。
施策の方向性	i 村内における情報提供・情報発信の強化
	ii 夜間開館・体験展示の開催
	iii 展示物の有効な活用

基本方針	5 維持管理・運営体制の強化
	学生など地域外からのボランティアの募集や、ボランティアに対するインセンティブ付与などにより、多様な主体と連携・協働した施設づくりに取り組みます。
施策の方向性	i 学生など地域外からのボランティアの募集
	ii ボランティアに対するインセンティブの付与

4. 施策体系

基　本　方　針		施　策　の　方　向　性
1	集客力の強化	i 教育旅行の誘致強化
		ii 課外学習での有効活用の促進
		iii 国内外旅行者向け高付加価値コンテンツの造成
2	周辺関連施設との連携強化	i 湯涌温泉宿泊者の来園誘導策の創出
		ii 周辺関連公共施設等との協働企画の実施
3	効果的なPR強化・情報発信	i 観光客向けPR強化
		ii 外国人宿泊者に向けた宣伝強化
		iii 市民向けPR強化・イベント開催
4	来園者サービスの充実	i 村内における情報提供・情報発信の強化
		ii 夜間開館・体験展示の開催
		iii 展示物の有効な活用
5	維持管理・運営体制の強化	i 学生など地域外からのボランティアの募集
		ii ボランティアに対するインセンティブの付与

具 体 的 な 取 組

- ★・学習的な動画の放映
- ★・展示建造物の所在・由来を説明するパネルの設置
 - ・模型の展示
- ★・書籍などによる探求スペースの設置
- ★・タブレットによるデジタルミュージアム閲覧コーナーの設置
- ★・学習用ワークシート制作
 - ・学生のクラブ活動場所等としての活用
 - ・湯涌温泉街の旅館との連携
 - ・イベント・祭りとのタイアップ

- ・湯涌温泉街の旅館との連携
- ・イベント・祭りとのタイアップ（再掲）
- ・周辺関連施設や湯涌温泉観光協会、交通事業者等との連携

- ・湯涌温泉街の旅館との連携
 - ・イベント・祭りとのタイアップ（再掲）
- ★・新たなPRツール（ロゴ・パンフレット・HP等）制作

- ★・学習的な動画の放映（再掲）
- ★・展示建造物の所在・由来を説明するパネルの設置（再掲）
 - ・模型(全体)の展示（再掲）
- ★・書籍などによる探求スペースの設置（再掲）
- ★・タブレットによるデジタルミュージアム閲覧コーナーの設置（再掲）
- ★・学習用ワークシート制作（再掲）
 - ・ミュージアムグッズ・飲食物の販売
- ★・効果的な夜間特別開園の手法検討・モデル実施
 - ・民俗資料の展示と生活文化に関する解説の充実

- ・地域住民やボランティアによる説明や運営サポート体制の構築

★：金沢湯涌江戸村のリブランディングの検討

5. 具体的な施策

① リプランディングの検討

- ・大学と連携し、金沢湯涌江戸村のリプランディング（動画やパネル等の監修、夜間開園の手法や、周辺施設との連携）に取り組みます。
- ・効果的なリプランディングについて学生や関係団体とワークショップを開催します。

② 学習的な動画の制作

- ・管理棟で放映するため、金沢の暮らしの歴史や各建物、江戸村の全体像や成り立ちを紹介する動画を制作します。
- ・英語字幕を付け、外国人にも訴求力のあるコンテンツとします。

③ 展示建造物の所在・由来を説明するパネルの制作

- ・管理棟に設置するため、それぞれの建物が元々あった地域の紹介や、建造物の歴史的由来をわかりやすく説明するパネルを制作します。

④ 学習用ワークシート等の制作

- ・小中学生には、歴史的建造物と当時の生活に興味関心を持ち、学びを深めることができるワークシートを制作し、金沢湯涌江戸村公式ホームページで公開します。
- ・大人向けには、建物ごとの説明シートを用意し、集めて綴じることで江戸村の本になるような仕掛けを検討します。

⑤ 新たなPRツール制作

- ・江戸村 PR のためのロゴ・パンフレット・HP・チラシ・ポスター等を制作します。

⑥ 湯涌温泉街の旅館との連携（宿泊客へのPR）

- ・湯涌温泉街の宿泊者の来園誘導策を実施します。
- ・湯涌温泉観光協会及び湯涌温泉旅館に江戸村のチラシ・ポスター設置の協力を依頼します。
- ・温泉旅館関係者向けに、供用開始前に施設への理解のためのお披露目会を実施します。

⑦ 効果的な夜間特別開園の手法検討・モデル実施

- ・魅力的なライトアップについて検討し、モデル実施を行います。
- ・10月頃開催予定の湯涌ぼんぼり祭りに合わせた実施を検討します。

⑧ 周辺関連施設や湯涌温泉観光協会、交通事業者等との連携

- ・湯涌温泉地区とその周辺の観光スポット・施設との回遊を促進するための旅行商品の企画開発について研究します。

⑨ 学生のクラブ活動の場としての活用

- ・中学・高校のクラブ活動、大学の建築系・文化系学生に活動の場を提供します。
- ・茶道部、華道部、建築系学生のスケッチや実習、講義やゼミ活動の場とします。

⑩ 教育旅行の誘致に向けた情報発信

- ・教育旅行の訪問先として、ホームページ等を活用した金沢湯涌江戸村の魅力発信を行います。

⑪ 模型の展示

- ・展示建物の構造への理解を深めるため、既存の模型を管理棟で展示します。
- ・建築学科の学生等により施設全体の建築模型を制作し、展示することを検討します。

⑫ レファレンス（調べ物）コーナーの設置

- ・レファレンスコーナーを管理棟に設置します。
- ・書籍コーナーには建築系の書籍、展示建造物を移築した際の報告書、江戸時代の生活（暮らし）の本などを設置します。
- ・タブレットコーナーでは金沢ミュージアム+（プラス）の金沢湯涌江戸村のコンテンツをその場で視聴できるようにします。

⑬ ミュージアムグッズ・飲食物の販売

- ・管理棟内でミュージアムグッズ・飲食物を指定管理者の自主事業として販売することを検討します。

⑭ 国内外旅行者向け高付加価値コンテンツの造成

- ・文化庁の「全国各地の魅力的な文化財活用推進事業」等を活用し、歴史的背景に基づいた復元行事や展示・体験プログラム等の構築により、文化財を磨き上げ新たな付加価値（歴史の楽しみ方）を生み出す取組みについて検討します。

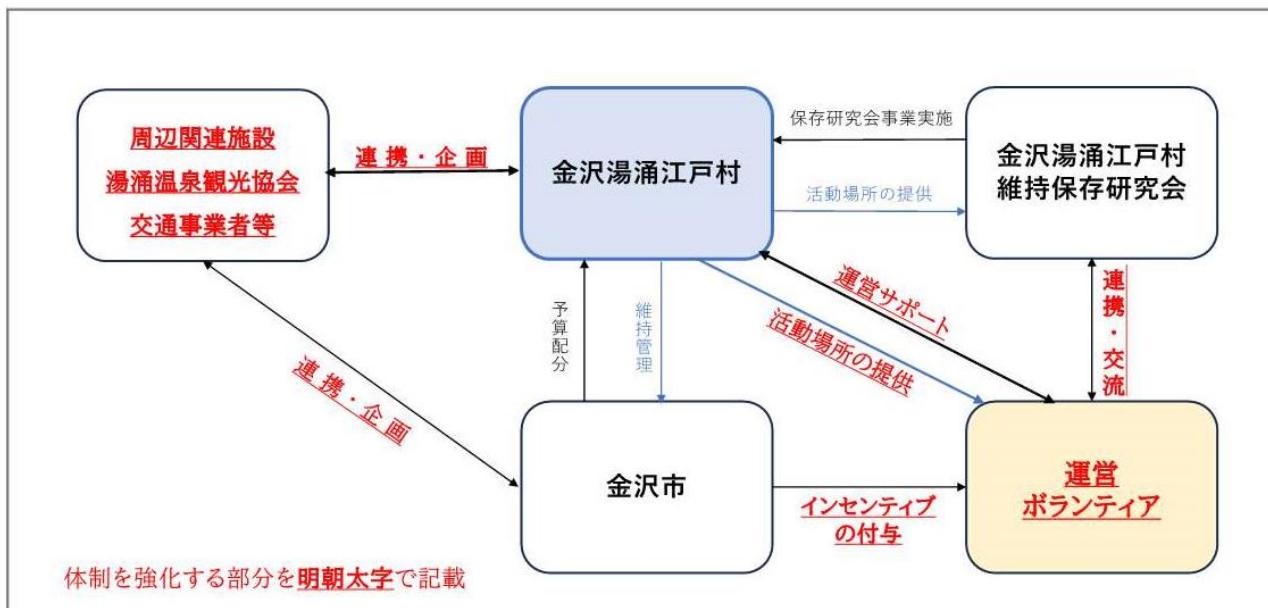
⑮ 民俗資料の展示と生活文化に関する解説の充実

- ・昔の生活用具や生業に伴う道具といった民具資料から、先人たちの生活の知恵や工夫を学べる展示と解説の手法について検討します。

⑯ 維持管理・運営体制の強化

- ・学生など地域外からのボランティア募集による新たな運営サポート体制の構築やボランティアに対するインセンティブの付与により、維持管理・運営体制を強化します。

維持管理・運営体制の発展イメージ



今後、関係機関が互いに情報共有し、連携を図ることができる体制の構築を図ります

6. 実施スケジュール

具体的な施策	基本方針				
	1	2	3	4	5
① 金沢湯涌江戸村リブランディングの検討	○		○	○	
② 学習的な動画の放映	○			○	
③ 展示建造物の所在・由来を説明するパネルの設置	○			○	
④ 学習用ワークシートの制作	○			○	
⑤ 新たなPRツール（ロゴ・パンフレット・HP等）の制作			○		
⑥ 湯涌温泉街の旅館と連携した来園誘導策の実施	○	○			
効果的な夜間特別開園の手法検討				○	
⑦ 夜間ライトアップ検討・モデル実施				○	
イベント・祭りとのタイアップ	○	○			
⑧ 周辺関連施設・湯涌温泉観光協会・交通事業者等との連携		○			
⑨ 学生のクラブ活動場所等として活用	○				
⑩ 教育旅行の誘致に向けた情報発信	○				
⑪ 模型の展示	○			○	
書籍などによる探求スペースの設置	○			○	
⑫ タブレットによるデジタルミュージアム閲覧スペースの設置	○			○	
⑬ ミュージアムグッズ・飲食物の販売				○	
⑭ 国内外旅行者向け高付加価値コンテンツの企画	○				
⑮ 民俗資料の展示と生活文化のに関する解説の充実				○	
⑯ 維持管理・運営体制の強化					○

前期 (R7～R8夏頃)		後期 (R8秋頃～R15)	
検討実施			
制作	モニター調達	放映	
	制作	設置	
制作	設置		
制作			
チラシ・ポスター制作	配布・掲示依頼		
手法検討	金沢ナイトミュージアムの新規コンテンツ企画		
検討・モデル実施			
ぼんぼり祭りとの連携			
	独自コンテンツ企画		
利用案内、周知			
	学校への案内、周知		
		設置	
	書架購入	設置	
	タブレット調達	設置	
		指定管理者の自主事業	
		高付加価値コンテンツ企画	
		展示と解説の充実	
		手法検討	

管理棟オープン前 ← → 管理棟オープン後

○金沢湯涌江戸村活性化検討委員会設置要綱

(令和6年3月22日決裁)

(目的及び設置)

第1条 金沢湯涌江戸村の活性化の方策に関し必要な事項を検討するため、金沢湯涌江戸村活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

(1) 金沢湯涌江戸村に係る課題の把握等に関する事項

(2) 金沢湯涌江戸村の将来像及び活性化の方策の方向性に関する事項

(3) 金沢湯涌江戸村の活性化を図るための事業案及び実施手法に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項 (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者、関係団体を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に關係のある者の出席を求め、意見又は説明を聽くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化スポーツ局歴史都市推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

○金沢湯涌江戸村条例

平成 22 年 3 月 25 日

条例第 3 号

(目的及び設置)

第 1 条 本市は、江戸期の建造物等で文化財であるもの（以下「文化財建造物等」という。）を保存し、及び広く市民に公開することにより、歴史及び文化に対する理解を深めるとともに、市民が学習、文化活動等を行う場として利用に供し、もって文化の向上に資するため、江戸村を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 江戸村の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢湯涌江戸村

(2) 位置 金沢市湯涌荒屋町 35 番地 1

(職員)

第 3 条 金沢湯涌江戸村（以下「江戸村」という。）に、村長その他必要な職員を置く。

(開園時間)

第 4 条 江戸村の開園時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休園日)

第 5 条 江戸村の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

（令 3 条例 15・全改）

(入園料金)

第 6 条 江戸村に入園しようとする者は、第 16 条第 4 項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その入園に係る利用料金（以下「入園料金」という。）を支払わなければならぬ。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

2 入園料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 入園料金の額は、別表第 1 に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

4 入園料金は、入園の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、入園料金の全部又は一部を後納させることができる。

（平 30 条例 13・一部改正）

(使用の承認)

第 7 条 旧平家住宅その他の別表第 2 に掲げる施設（以下「旧平家住宅等」という。）を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、旧平家住宅等の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備、展示資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不適当であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第9条 市長は、第7条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき、旧平家住宅等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料金)

第10条 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金（以下「使用料金」という。）を支払わなければならない。

2 使用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 使用料金の額は、別表第2に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

4 使用料金は、使用の承認の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、使用料金の全部又は一部を後納させることができる。

(平30条例13・全改)

(入園料金等の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の定めるところにより、入園料金及び使用料金（以下「入園料金等」という。）を減免することができる。

(平30条例13・一部改正)

(入園料金等の還付)

第12条 既納の入園料金等は、還付しない。ただし、指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の入園料金等の全部又は一部を還付することができる。

(平30条例13・一部改正)

(損害の賠償)

第13条 江戸村を利用する者は、江戸村の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 江戸村の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせる

ものとする。

(平30条例13・一部改正)

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 江戸村の文化財建造物等の保存及び活用に関すること。
- (2) 旧平家住宅等の使用の承認に関すること。
- (3) 江戸村の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他江戸村の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第16条 指定管理者は、文化財建造物等の保存及び活用に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて江戸村の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、江戸村の設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第17条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、江戸村の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
〔平成22年規則第44号で、平成22年9月25日から施行〕
- 2 江戸村の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例(平成13年条例第60号)の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則(平成25年3月26日条例第13号)

この条例は、規則で定める日から施行する。〔平成25年規則第57号で、平成25年9月21日から施行〕

附 則(平成26年3月25日条例第26号、金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徵収条例等の一部を改正する条例第24条による改正抄)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 第 24 条の規定による改正後の金沢湯涌江戸村条例別表第 2 の規定は、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、施行日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則（平成 30 年 3 月 26 日条例第 13 号、金沢市体育施設条例等の一部を改正する条例第 26 条による改正抄）
- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条から第 27 条まで（第 11 条、第 17 条及び第 25 条を除く。）の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により納入された施行日以後の使用、入場、観覧、特別観覧、入園又は入館に係る使用料、入場料、観覧料、特別観覧料、入園料又は入館料は、第 1 条から第 27 条まで（第 11 条、第 17 条及び第 25 条を除く。）の規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により支払われた利用料金、使用料金、入場料金、観覧料金、特別観覧料金、入園料金又は入館料金（以下「利用料金等」という。）とみなす。
- 5 利用料金等の額を承認するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日条例第 13 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用する。
- 3 利用料金の額を承認するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日条例第 15 号、金沢市立中村記念美術館条例等の一部を改正する条例第 12 条による改正）

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

(平 30 条例 13 ・ 平 31 条例 13 ・ 一部改正)

区分		金額	備考
入園料金	団体	1 人につき 260 円（高齢者にあっては、210 円）	団体とは代表者又は責任者を有する 20 人以上の集まりを、高齢者とは 65 歳以上の者をいう。
	個人	高齢者	
		高齢者以外の者	

摘要 この表の額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表第2（第7条、第10条関係）

(平31条例13・全改)

区分 使用時間区分	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時30分まで)	全日 (午前9時から午後5時30分まで)
旧平家住宅	570円	1,100円	1,670円
旧高田家住宅	470円	990円	1,460円
旧野本家住宅	940円	1,780円	2,720円
旧松下家住宅	730円	1,470円	2,200円
旧永井家住宅	830円	1,570円	2,400円
旧鯖波本陣石倉家住宅	1,200円	2,360円	3,560円
旧山川家住宅	1,200円	2,360円	3,560円
旧園田家住宅	730円	1,470円	2,200円
旧平尾家住宅	1,070円	2,080円	3,150円
摘要 この表の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。			

○金沢湯涌江戸村条例施行規則

平成 22 年 9 月 13 日

規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、金沢湯涌江戸村条例（平成 22 年条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入園券の交付)

第 2 条 金沢湯涌江戸村（以下「江戸村」という。）に入園しようとする者は、入園券の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

（平 30 規則 39・一部改正）

(入園料金の後納)

第 3 条 条例第 6 条第 4 項ただし書の規定に基づき入園料金を後納させる場合は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定による登録を受けた者との入園に係る契約に基づき入園させる場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合とする。

（平 30 規則 39・一部改正）

(使用の申請)

第 4 条 条例第 7 条の規定により、旧平家住宅その他の条例別表第 2 に掲げる施設（以下「旧平家住宅等」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢湯涌江戸村使用申請書（様式第 2 号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第 5 条 使用申請書の受付期間は、旧平家住宅等を使用する日の 6箇月前の日の属する月の初日から当該旧平家住宅等を使用する日の 3 日前の日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第 6 条 市長は、旧平家住宅等の使用を承認したときは、金沢湯涌江戸村使用承認書（様式第 3 号）を申請者に交付する。

第 7 条 削除

（平 30 規則 39）

(原状回復)

第 8 条 旧平家住宅等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用を終えたときは、直ちに旧平家住宅等の設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 9 条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他江戸村の職員の指示に従うこと。

(入園の制限)

第 10 条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入園を拒否し、又は退園を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 江戸村の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 動物（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(資料の受託)

第 11 条 村長は、資料の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申出)

第 12 条 条例第 16 条第 3 項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢湯涌江戸村指定管理者指定申出書（様式第 5 号）により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第 16 条第 3 項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 江戸村の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 9 月 25 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 2 日規則第 58 号）

この規則は、平成 25 年 9 月 21 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 39 号、金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則第 25 条による改正抄）

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日規則第 26 号）

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 28 日規則第 69 号、金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第 1 条第 155 号による改正）

1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 39 号、金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第 1 条第 38 号による改正）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要

の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月11日規則第33号、金沢市規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第71号による改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第2号(第4条関係)

金沢湯涌江戸村使用申請書

年　月　日

(宛先)金沢市長

申請者 住 所
氏 名

金沢湯涌江戸村を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的			
使 用 予 定 人 数	人		
使 用 期 間	年 月 日(曜日)から 年 月 日(曜日)まで		
	使用時間区分		
使 用 施 設	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時30分まで)	全 日 (午前9時から午後5時30分まで)
旧 平 家 住 宅			
旧 高 田 家 住 宅			
旧 野 本 家 住 宅			
旧 松 下 家 住 宅			
旧 永 井 家 住 宅			
旧 鯖 波 本 隊 石 倉 家 住 宅			
旧 山 川 家 住 宅			
旧 園 田 家 住 宅			
旧 平 尾 家 住 宅			
使 用 責 任 者	氏名		連絡先
備 考			

備考 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

金沢湯涌江戸村活性化検討委員会 委員名簿

委員長 丸谷 耕太 金沢大学 融合研究域 融合科学系 准教授
委 員 宇野 一也 湯涌温泉観光協会 会長
大野 敏 横浜国立大学 大学院都市イノベーション研究院
都市イノベーション部門 教授
中森 勉 金沢湯涌江戸村 村長
花輪 由樹 金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 准教授
毎田 勝 湯涌校下町会連合会 会長
村上 松次 金沢湯涌江戸村維持保存研究会 会長

事務局 金沢市文化スポーツ局 歴史都市推進課

経過

令和6年8月1日 第1回検討委員会

- ・金沢湯涌江戸村活性化の方向性について
- ・管理棟に求められる機能について

令和6年10月8日 第2回検討委員会

- ・活性化に向けた具体的取り組み（案）について
- ・管理棟の平面図（素案）について

令和7年1月21日 第3回検討委員会

- ・金沢湯涌江戸村活性化プラン（案）について



金沢湯涌江戸村活性化プラン

～ここから、あたらしい江戸村～

発行年月 令和7(2025)年3月

発行者 金沢市

編集 文化スポーツ局歴史都市推進課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2208 FAX 076-224-5046

E-mail rekishitoshi@city.kanazawa.lg.jp